第１　公有財産の管理‥‥‥‥‥‥　(153)
第２　建設工事統計調査等‥‥‥‥‥　(156)
第３　技術管理‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　(157)
第４　災害対策の取組‥‥‥‥‥‥‥　(159)
第５　サイバーセキュリティ対策の取組（160)
第６　広報・広聴活動‥‥‥‥‥‥‥　(160)
第７　人材育成の取組‥‥‥‥‥‥‥　(162)

# 総　　務

# 第１　公有財産の管理

総務部用度課

## １　公有財産の管理

公有財産は公用または公共用に供する行政財産とそれ以外の普通財産に分類される。

建設局所管の行政財産としては道路・公園等の事業用地及び庁舎等の建物、工作物等がある。また、普通財産としては建設局所管事業に係る関係人に対する生活再建対策等としての代替地及び行政財産を用途廃止したことによって生じた土地、建物等がある。

これらの建設局所管公有財産については東京都公有財産規則（以下「規則」という。）及び建設局所管公有財産管理要綱（以下「要綱」という。）等により、適正かつ効率的な管理に努めている。

## ２　公有財産現在額

建設局所管公有財産は規則及び要綱に基づき個々に公有財産台帳を備え付け、変動のあるたびに補正をして、現状の把握を行っている。

そして、これらの台帳に基づいて９月末及び３月末の異動状況等を会計管理局長に報告している。

令和８年３月末の現在数量は、土地約2,440ha、建物約325,265㎡等である。（**第７・１表**）

これらの公有財産は、公有財産台帳の電子化に伴い、平成18年４月より財産情報システムにより管理している。

なお、道路の用に供し、または供するものと決定した土地、施設または工作物及び道路の付属物については、規則第22条の規定により、第７・１表に含まれていない。

**第７・１表　公有財産台帳現在額**

| 種類 | 分類 | 令和8.3.31現在 | | 令和7.3.31現在 | | 増△減 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数量(㎡) | 価格(千円) | 数量(㎡) | 価格(千円) | 数量(㎡) | 価格(千円) |
| 土地 | 行政財産 | 24,354,410.45 | 3,058,594,673 | 24,517,320.26 | 2,815,654,678 | △162,909.81 | 242,939,995 |
| | 普通財産 | 43,286.14 | 15,841,885 | 45,008.52 | 14,780,809 | △1,722.38 | 1,061,076 |
| | 計 | 24,397,696.59 | 3,074,436,558 | 24,562,328.78 | 2,830,435,487 | △164,632.19 | 244,001,071 |
| 建物 | 行政財産 | 321,297.53 | 47,742,642 | 316,806.67 | 44,479,188 | 4,490.86 | 3,263,454 |
| | 普通財産 | 3,967.57 | 8,621 | 4,326.03 | 10,788 | △358.46 | △2,167 |
| | 計 | 325,265.10 | 47,751,263 | 321,132.70 | 44,489,976 | 4,132.40 | 3,261,287 |
| 工作物 | 行政財産 | | 46,237,051 | | 45,976,475 | | 260,576 |
| | 普通財産 | | | | 38,181 | | △38,181 |
| | 計 | | 46,237,051 | | 46,014,656 | | 222,395 |
| 立木 | 行政財産 | | | | | | |
| | 普通財産 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 船舶 | 行政財産 | 3隻 | 102,754 | 3隻 | 119,880 | 0 | △17,126 |
| | 普通財産 | 4隻 | 1,598,333 | 3隻 | 0 | 1隻 | 1,598,333 |
| | 計 | 7隻 | 1,701,087 | 6隻 | 119,880 | 1隻 | 1,581,207 |
| 浮さん橋 | 行政財産 | | | | | | |
| 地上権等 | 行政財産 | | 197,210 | | 79,630 | | 117,580 |
| 特許権等 | 普通財産 | | 418,106 | | 417,606 | | 500 |
| 株券等 | 普通財産 | | | | | | |
| 出資による権利 | 普通財産 | | 1,732,000 | | 1,732,000 | | 0 |
| 合計 | 行政財産 | | 3,152,874,330 | | 2,906,309,851 | | 246,564,479 |
| | 普通財産 | | 19,598,945 | | 16,979,384 | | 2,619,561 |
| | 計 | | 3,172,473,275 | | 2,923,289,235 | | 249,184,040 |

## ３　公有財産の使用許可・貸付

建設局所管公有財産のうち、行政財産については、規則第29条及び第29条の２の規定により、その用途、目的を妨げない限度において、これを貸付または使用許可することができる。

また、普通財産については、地方自治法第238条の５第１項の規定によりこれを貸し付けている。

令和７年度に使用許可または貸し付けたものの主な使用目的は、土地については、上下水道管の地下埋設及び駐車場等の公共用施設ならびに電気・ガス等の公益事業施設等141件、また、建物については、職員の福利厚生のための飲料水自動販売機等32件である。

## ４　公拡法等に基づく土地の買取り

「公有地の拡大の推進に関する法律」いわゆる公拡法及び「生産緑地法」に基づき、都市整備局及び財務局から照会のある土地の買取希望を調整している。

令和７年度の買取希望は３件である。

**第７・２表　公拡法等に基づく土地の買取り**

（令和７年度）

| 法律 | 主管局 | 種別 | 買取希望（件） | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 無 | 有 | | | |
| | | | | 成立 | 交渉中 | 不成立 | |
| 公拡法 | 都市整備局 | 届出 | 434 | | | | 434 |
| | | 申出 | 22 | 1 | | | 23 |
| | 財務局 | 届出 | 61 | | | | 61 |
| | | 申出 | 5 | 1 | 1 | | 7 |
| 生産緑地 | 財務局 | 申出 | 169 | | | | 169 |
| 計 | | | 691 | 2 | 1 | | 694 |

## ５　財産の有効活用と適正管理

公有財産管理は、公有財産台帳の整備保管及び土地境界標、防護柵設置等の財産保全を中心に行われてきたが、行政需要の多様化に伴い、土地及び建物の多角的利用や事業予定地等の開放を図るなど、公有財産の効率的運用に努めている。

### (1) 事業残地等の処分

局所管公有財産のうち、各事業の実施に伴い発生する事業残地等については、局内各事業間での有効活用を図り、その利用のない場合には処理対象財産として財務局に引継手続を行っている。

### (2) 土地・建物の多角的利用

建設局所管の庁舎は、事務所及び各事務所所属の所・工区あわせて58か所あり、都内全域に配備されている。建設局における事務所庁舎等の新設及び改築に際し、局内部はもとより、他局所管の財産を相互に調整した（例えば、都営住宅との共同使用や局内外の複数の事務所による合同庁舎）敷地及び建物は９か所である。（**第７・３表**、P. 155）

### (3) 財産の利活用・適正化

建設局では、事業着手までに保有している用地を活用し、道路交通の円滑化、地域景観の向上、地域サービスの向上を図るため、平成７年度に未利用地の活用方針、平成13年度にその運用方針を定めた。

所管する事業予定地、残地等の利活用を推進するため、平成16年度から建設局「はぎれ地」活用推進会議を設置し、未利用財産の実態調査、利活用方針を策定のうえ、平成20年度までに計11回の会議を開催した。また、主に戦中戦後の混乱期に占拠された財産等について、「建設局財産等適正化推進委員会」を設置し処理方針等の検証を行い、関係人との協議及び是正指導など、適正化の推進を図ってきた。

平成21年からは、これら両会議を統合し、「建設局財産利活用等推進会議」を開催し、未利用地財産等の利活用に向けた取組を行い、平成23年から、所管する財産の適正化に向けた処理並びに利活用の推進を目的として「建設局管理不適正財産等調整会議」を開催している。

全庁的な取組として、「都有地活用推進本部」（事務局は財務局）において、保育所敷地等の整備をはじめ、都と区市町村が連携して取り組む広域的行政課題、区市町村が抱える地域固有の行政課題の解決のために提供可能な都有地を洗い出す調査を定期的に行っており、建設局では、令和７年度末現在、12箇所の土地を利活用可能として情報提供している。

## 第７・３表　土地・建物の多角的利用状況

（令和８年８月31日現在）

| 名称 | 所在地 | 敷地の所管及び面積（㎡） | 施設内容 | | 建築年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 事務室の所管及び面積（㎡） | 他の施設の面積（㎡） | |
| 第一建設事務所庁舎 | 中央区明石町２－４ | 建設局<br>1,920.13 | 建設局<br>2,961.64 | 都営住宅82戸<br>4,108.50 | S47.10. 1 |
| 第二建設事務所<br>品川区総合庁舎 | 品川区広町<br>２－１－36 | 品川区<br>6,995.20<br>建設局<br>1,774.58 | 建設局<br>2,841.77 | 品川区役所その他<br>25,725.66 | S43. 5. 9 |
| 第三建設事務所<br>中野区合同庁舎 | 中野区中野<br>４－11－19 | 中野区<br>7,733.31<br>建設局<br>824.07 | 建設局<br>2,402.63 | 中野区役所<br>22,536.25 | R 6. 2.29 |
| 第四建設事務所庁舎 | 豊島区南大塚<br>２－36－２ | 住宅政策本部<br>6,908.40 | 建設局<br>2,685.07 | 豊島区・都営住宅その他<br>31,762.31 | S50. 3. 3 |
| 第五建設事務所<br>江東治水事務所<br>合同庁舎 | 葛飾区東新小岩<br>１－14－11 | 建設局<br>3,423.00 | 建設局<br>5,479.01 | 都営住宅78戸<br>3,858.24 | R元. 6.21 |
| 第六建設事務所庁舎 | 足立区千住東<br>２－10－10 | 住宅政策本部<br>3,924.33 | 建設局<br>3,913.64 | 都営住宅38戸<br>2,649.11 | S51. 3. 5 |
| 南多摩西部建設事務所<br>都立多摩産業交流センター<br>東京都八王子合同庁舎<br>八王子市保健所 | 八王子市明神町<br>３－19－２ | 産業労働局<br>10,499.18 | 産業労働局<br>2,276.15 | 産業労働局その他<br>17,879.44 | R 4. 2.28 |
| 北多摩北部建設事務所庁舎 | 立川市柴崎町<br>2－15－19 | 住宅政策本部<br>8,428.93 | 建設局<br>4,889.50 | 都営住宅 77戸<br>6,366.26 | H 7. 5.15 |
| 南多摩東部建設事務所<br>東京都町田合同庁舎 | 町田市中町<br>１－31－12 | 建設局<br>2,324.90 | 建設局<br>4,223.41 | 主税局<br>377.82 | S60. 2.25 |
| 計 | ９か所 | 建設局<br>10,266.68<br>他局・区<br>44,489.35 | 建設局<br>29,396.67<br>他局<br>2,276.15 | | |

### ６　建設局所管公有地等の境界確認・確定事務

建設局は所管する道路・河川に関する公有地及び国土交通省（旧建設省）所管国有地に隣接する土地所有者からの申出に基づき、土地境界確認・確定事務を行っている。

土地境界確認・確定事務は、資料収集（各財産管理者・公物管理者及び各関係局・区市町村に資料依頼・立会い依頼の日時設定等）に一定の期間を要し、更に土地の細分化や開発行為による地形地物の変化等による現地と資料との不一致、財産管理者・公物管理者及び申出者（実務取扱者）との調整等で申出から境界確認・確定まで数か月の期間を要している。

なお、平成20年度より、境界確認・確定の申出、土地境界図等の閲覧・証明事務は、各建設事務所管理課で行っている。

### ７　国有財産管理事務

平成19年４月より、これまで財務局財産運用部管理課で所管していた国土交通省所管の国有財産管理事務のうち、建設局所管事業に係わる事務が移管された。

### ８　公物の設置管理瑕疵及び工事に起因する事故処理

道路・公園・河川等の公物の設置・管理及び工事施行にあたっては、各部（所）において安全確保に鋭意努力を重ねているところである。

しかしながら、万一、公物の設置・管理瑕疵による事故、あるいは事業執行の過程における紛争等により損害賠償の問題が生じた場合は、速やかに的確な情報を収集し、円滑な解決を図る。

また、建設局施行の工事に起因する家屋等の損傷事故については、昭和57年４月に「建設局施行の工事に伴う家屋等損傷事故損害賠償額算定基準・同実施細目」を制定し、損害賠償事務の適正な運用を図っている。

なお、平成元年８月１日より、上記工事に起因する事故で、１件当りの賠償額が 100万円未満のものについては、総務局より決定権限の委譲が行われ、平成12年４月１日には、総務部より各所に決定権限の委譲が行われた。

工事に起因する事故で、令和７年度中に局が賠償額を決定した件数は15件、額は7,188,417円である。（**第７・４表**）

**第７・４表　工事に起因する事故で局が賠償額を決定した件数・額**

（令和７年度）

| 区　　分 | 件　　数（件） | 金　　額（円） |
|---|---|---|
| 道路整備 | 2 | 682,579 |
| 公園整備 | 0 | 0 |
| 河川整備 | 13 | 6,505,838 |
| 合　　計 | 15 | 7,188,417 |

## 第２　建設工事統計調査等

**総務部用度課**

建設工事統計調査は、統計法第２条４項３号に基づき、基幹統計に指定されている。

**１ 調査目的**

建設業の実態・建設活動の内容、建設工事の受注動向等を明らかにし、各種経済・社会施策、建設行政等に資することを目的としている。

**２ 調査対象**

東京都に主たる事業所を置く建設業者を調査対象とし、国土交通省が調査種類毎に資本金階層別及び業種別等を基に抽出する。（標本調査）

**３ 調査種類**

(1) 建設工事受注動態統計調査　　月次調査
(2) 建設工事施工統計調査　　年次調査

**４ 調査方法**

建設工事統計調査は、統計法施行令第４条により都が行う第一号法定受託事務に位置づけられており、都は国土交通省との連絡調整を図りながら、調査資料の配布・提出状況の確認・報告等を行っている。

また、令和６年度までは、調査票の配布・取集等による調査を行っていたが、令和７年度から、原則として国のシステムを利用した調査方法に変更となっている。

**５ その他調査（国土交通省関係）**

公共事業工事費投入調査　　５年毎調査

# 第３　技　術　管　理

**総務部技術管理課、企画課**

厳しい財政状況を背景に、受注をめぐる価格競争が激化し、低価格入札や不良工事の発生による公共工事の品質低下に関する懸念などから、「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が平成17年４月に施行され、公共工事の品質確保について、価格及び技術力などを総合的に評価した契約を活用することとなった。

また、公共事業には、最近の著しい技術革新や関係法令の改正に適切に対応し、安全施工や環境保全のためのリサイクル推進等の社会的な要請に応え、良好な社会資本を形成していく責務がある。

さらに、第三次・担い手３法成立の背景等を踏まえ、引き続き適正な工期設定等による働き方改革への対応や情報通信技術の活用等による生産性向上への取組、担い手の育成・確保など、様々な施策を広く講じる必要性があることから、技術管理業務の果たす役割はより一層重要なものとなっている。

## １　工事の設計・施工等に関する基準類の整備等

**総務部技術管理課**

技術管理に係る連絡調整及び東京都工事施行規程に基づき、設計・積算・施工管理等に関する基準類の整備を行っている。

特に、積算基準は、公共工事を取り巻く環境や施工形態の変化等に適切に対応するため、国と連携して施工合理化調査等を毎年実施し、これに基づき歩掛り等を改定している。

また、他の基準類についても局内に技術管理委員会を設置し、国・各局等の動向や事務所の意見を踏まえた基準類の改定を行うとともに、適切な運用に向けた支援や指導に努めている。

## ２　工事安全対策の推進

**総務部技術管理課**

建設工事の大型化や複雑化に加え、公共工事への社会的関心の高まりなどから、工事現場における安全性の確保が従来にも増して求められている。

建設局では、事故の未然防止や類似事故の再発防止を図るため、「建設局工事安全対策委員会」を設置し、工事安全についての意識の向上、工事事故撲滅に向けた重点目標の設定及び工事安全パトロールの実施など、局事業の工事安全対策に取り組んでいる。また、近年の猛暑を踏まえ、工事現場における熱中症対策の強化を図り、熱中症予防や発症時の応急処置等の周知、現場条件に応じた対応に取り組んでいる。

## ３　建設副産物対策の推進

**総務部技術管理課**

都市基盤施設の整備や更新等に伴い大量の建設副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コントリート塊、建設泥土等）が発生している。その多くは資材として再利用が可能なものである。また、PCB廃棄物やアスベスト含有建材など、有害な廃棄物の取扱いについて、関係法令等の最新情報を提供するとともに、適正な管理と処理に向けた支援や指導を行っている。資源の有効な活用を図り、生活環境の保全に資するため、「発生抑制」や「再使用及び再利用の促進」、「適正処理の徹底」等の建設副産物対策を各局と連携し推進している。

## ４　優良工事等の公表

**総務部技術管理課**

建設局では、受注者又は受託者の施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的として、局が施行する工事又は委託（以下、「工事等」という。）のうち、成績が特に優良な工事等を公表（工事・委託件名、受注者・受託者名、現場代理人名(委託は代理人名)、主任技術者名、監理技術者名等）し、表彰を行っている。

令和２年度からは、建設業の担い手確保や大規模災害からの復旧等の取組を評価する表彰制度、令和６年度からは成績が特に優良な工事のうち、低炭素化およびHTTの取組を推進した工事の表彰制度を創設している。

なお、これらの工事等については、工事概要、表彰理由等をホームページで公表している。

## ５　労務、資材単価の改定等

**総務部技術管理課**

労務単価については、毎年国と連携して公共事業労務費調査を実施するとともに、この結果に基づき適切かつ速やかに労務費の改定を行っている。

コンクリートや鉄筋などの主な資材単価については、市場における実勢価格の変動を調査し、各局と調整のうえ、毎月単価改定を実施している。

## ６　建設現場の生産性向上

**総務部技術管理課、企画課**

インフラ整備の担い手である建設業は、社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手でもあるが、技能労働者の高齢化や若手入職者の減少により、現場の生産性向上が求められている。

このため建設局では、国土交通省の取組を参考にICT建機等を活用した工事を導入し、順次工種の拡大を図っている。

令和８年度は、土工、舗装工、舗装工（修繕工）、河川浚渫、地盤改良工、法面工、土工（1,000$m^3$未満）、基礎工、擁壁工、作業土工（床掘工）、橋梁上部工、橋台・橋脚工、コンクリート堰堤工の全13工種で導入している。

さらに、工事情報共有システムを活用した工事書類の電子化や遠隔臨場の取組により、受発注者双方の業務の効率化と負担軽減に努めているとともに、インフラ分野のDX推進に向けてBIM/CIM等の活用を進めている。

また、工事書類の削減・簡素化を推進するため、これまで書類の様式等に関する基準の改定を行い、受発注者双方の生産性向上に取り組んでいる。

## ７　「東京都魅力ある建設事業推進協議会」（CCI東京）

**総務部技術管理課**

平成４年度に建設事業のイメージアップや建設技能者の地位向上を目指して、学識経験者、国、東京都及び業界等からなる「東京都魅力ある建設事業推進協議会」（CCI東京）を設立した。

協議会では、建設事業のイメージアップに関わる事業を行っており、優れた技能をもつ熟練者を表彰する「技能者の顕彰」に加え、平成27年度からは建設事業の魅力をPRするための写真を表彰する「フォトコンテスト」を、令和２年度からは将来の担い手育成と入職促進に資するため、都内の建設工事等で活躍する若手や女性の技術者・技能者を表彰する「建設業若手・女性活躍大賞」の開催など、建設事業のより一層の魅力発信に向け取り組んでいる。

## ８　業務委託の活用

**総務部技術管理課**

局事業の執行にあたり、より一層、業務の効率化を図るとともに、工事の品質、安全を確保するため、業務委託を活用している。このうち、工事監督補助業務委託は、平成17年度より建設コンサルタンツへの試行を開始し、平成20年度から本格実施している。また、政策連携団体である公益財団法人（東京都道路整備保全公社、東京都公園協会）に対しても、平成19年度より試行を行い、平成21年度から本格実施している。

## ９　庁舎等の整備及び河川施設の予防保全型管理

**総務部技術管理課**

庁舎や河川施設に係る建築物及び設備は、都民サービスを確保するために重要な施設である。

庁舎は、令和３年度に策定された「第三次主要施設10か年維持更新計画」に基づき、老朽化した庁舎の建替及び改修を実施している。

河川施設に係る建築物は、長期的な維持管理に向け、予防保全計画の策定を進めている。

また、河川施設に係る設備は、河川部が策定した計画に基づき、経年劣化した機械・電気設備の予防保全型管理の対策に取り組んでいる。

令和８年度は、この計画に基づき、地下調節池の設備補修工事の設計及び監督補助を行っていく。

## 10　技術支援の取組及び技術情報の蓄積・提供

**総務部技術管理課**

局事業における、計画、設計、施工、維持管理までの各段階で直面する技術上の課題に対し、直接サポートして解決策を見出す技術支援を業務の柱のひとつとしており、現場と直結した技術支援として、事業実施部署の円滑、かつ確実な事業執行を支えている。技術支援は、建設局内のみならず他局、区市町村からの土木技術に関する相談等の要請に応えている。

また、都市基盤の整備や維持管理等の施策を進めていくなかで、様々な課題に対応していく必要があることから、計画的・継続的に調査・開発を進めている。

さらに、地盤情報、河川水位・流量や地下水位などの観測及び水準測量や公共基準点の管理等を継続して行ってきており、得られた数値情報や解析結果をホームページで公表するなど、多方面に提供している。

加えて、技術の継承と各部所が蓄積してきた各

種技術資料を効率的に活用し、事業執行に役立てることを目的として、土木技術情報ライブラリーを開設している。

なお、技術支援及び技術情報の蓄積・提供に係る事務の一部は、公益財団法人東京都道路整備保全公社に業務委託を行い、連携して取り組んでいる。

### 11　新技術の評価選定と活用

**総務部技術管理課**

コスト縮減、安全安心の確保、環境に配慮したエコ材料の活用など建設行政の効率的効果的な推進を図るためには、民間で新たに開発された優れた新材料や新工法などの積極的な活用を図ることが重要である。

このため、開発者等から提案された新技術については、ニーズや経済性、安全性、施工性、新規性、独自性、生産性の向上等の視点から、新技術評価選定会議において選定し、局事業への活用を周知するなどの取組を行っている。

また、新技術情報データベースを公開し、局内外に情報を提供している。

## 第４　災害対策の取組

**総務部企画課、職員課**

建設局は、道路、公園、河川などの整備と維持管理を担っており、災害時にこれら施設への被害を最小限にとどめ、都民の安全・安心を確保することが重要な課題となっている。

主な災害対策の取組は以下のとおりである。

### １　訓練の実施

**総務部企画課**

**(1) 東京都総合防災訓練への参加**

東京都総合防災訓練は、災害時における防災活動を円滑に行うため、訓練を通して災害対応の習熟を図るとともに、都民・区市町村及び関係機関との協力体制の確立を目的に実施するものである。

令和８年度は、江戸川区と合同で行政及び各防災機関の実践的な訓練を実施して、都全体の災害対応能力を向上させるとともに、都民の積極的な参加等を通じ、その防災意識の向上を図ることを目的とし、７月５日（日）に実施した。建設局は、道路障害物除去訓練、排水ポンプ車による排水訓練、防災船を活用した緊急支援物資輸送訓練、災害対策に関するパネル展示などへ参加した。

**(2) 建設局初動対応訓練の実施**

災害発生直後における職員の参集・情報連絡などの災害対応力向上を図るため、毎年、局独自の初動対応訓練を実施している。

訓練内容としては、災害発生直後を想定し、職員の徒歩参集、局及び事務所災害対策本部開設、業務用MCA無線やWeb会議システム等を使用した情報連絡、現場への点検出動等を実施するものである。

令和８年度は、２月頃実施する予定である。

**(3) 定期通信訓練の実施**

建設局では、災害が発生し、又は災害の発生する恐れがある場合に迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図ることを目的に、本庁各部及び事務所において、毎月MCA無線機の通信訓練を実施している。また、本庁各部・事務所・協力団体・東京都道路整備保全公社間においても、隔月でMCA無線機の訓練を実施している。

**(4) その他の局内訓練の実施**

建設局では、その他の訓練として災害対策本部開設訓練や発電機操作訓練、車両移動訓練など、年間を通して実践的な訓練を行い、実施結果の検証や訓練内容の見直しを持続的に行うことで災害対応力の強化を図っている。

### ２　被災地の支援

**総務部職員課**

建設局では、平成23年３月11日の東日本大震災発災後、被災地に職員を派遣して、いち早く各県の要望を把握するとともに現地事務所の開設準備を行い、一方で、震災犠牲者の火葬協力等を実施した。

また、これまで培ってきた災害派遣のノウハウや人材を活用して被災地の災害復旧業務を長期的に支援しており、平成23年度以降、宮城県・岩手県・福島県の東北３県のほか、熊本県、倉敷市、愛媛県、君津市及び北海道に技術職員及び事務職員を派遣してきた。

令和６年度からは、能登半島地震及び山形県大雨災害発災後の復旧のため、石川県、輪島市及び山形県へ職員の派遣を行っている。

令和８年度からは、台風22号・23号の被害を受けた八丈町道の復旧のため、八丈町へ技術職員の派遣を行っている。

建設局は、上記のとおり被災地の復旧を支援する一方、日本各地での災害対応の教訓を活かし、

安全・安心な高度防災都市東京の実現を目指していく。

## 第５　サイバーセキュリティ対策の取組

**総務部企画課**

世界的にサイバー攻撃による脅威が高まっている。情報流出等の発生は業務の円滑な遂行を妨げるだけでなく、都民サービスへの影響も大きく、サイバーセキュリティ対策の重要性は増している。

こうした中、DXを梃子とした働き方改革や生産性の向上を着実に推進するには、情報資産の安全を確保するためのサイバーセキュリティ対策が必要不可欠である。

### １　概要

建設局では、東京都サイバーセキュリティポリシーを遵守し、東京都CSIRT（デジタルサービス局デジタル基盤部情報セキュリティ課）と連携して、組織的・人的・技術的なサイバーセキュリティ対策に取り組んでいる。さらに、個人情報漏えい等の事故を防止するため、建設局サイバーセキュリティ安全管理措置を策定し、IT機器の活用ルールを徹底するなどセキュリティ対策に取り組んでいる。

### ２　研修・監査等の実施

令和８年度も引き続き、研修計画に基づくサイバーセキュリティ研修を実施し、職員の情報セキュリティに対するリテラシーの向上を図っていく。

また、セキュリティ監査計画に基づく内部監査、外部監査及びリスク評価等を実施し、情報セキュリティ事故の撲滅に向けた情報資産の適正な管理と情報セキュリティ対策の強化・徹底を進めていく。

さらに、訓練実施計画に基づく非常時訓練を実施し、事故などの非常時におけるシステム障害等への対応を検証することで、危機管理の充実を図っていく。

## 第６　広　報・広　聴　活　動

**総務部総務課**

### １　概　　要

都民本位の都政、都民に密着した都政を目指し、都民の理解と協力を得ながら、局事業を円滑に推進するために広報・広聴活動は不可欠である。

「伝わる広報」を念頭に、様々な機会と媒体を活用し、都民目線での情報発信を推進することで都民等への訴求効果を高めていく。

#### (1) 局事業の広報

建設局は災害に強く快適で住みよい都市の実現を目指し、都市基盤の整備に努めている。事業の内容、効果等のPRにあたっては、伝わる広報を念頭に戦略的かつ効果的な広報を展開することで、事業に対する都民の理解を高め、事業の円滑な推進を図っている。

また、建設局が管理する公園、河川、道路橋梁などの施設は、観光資源としても魅力のある施設であり、都民が親しみを持てるよう、広報活動を積極的に行っている。

#### (2) 建設局都民の声窓口

「身近でわかりやすい都政」を実現するため、職員一人ひとりが苦情、要望等を聴き、都政に反映する窓口となることを目指し、「建設局都民の声窓口」を平成９年９月１日に開設した。

### ２　報道機関に対する情報提供によるPR

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して「報道発表」あるいは「お知らせ」の形で、局関係事務事業についての情報提供を行い、広く都民に対するPRに努めている。なお、政策企画局が所管する都の自主媒体（テレビ・ラジオの提供番組、広報東京都など）も積極的に利用しPRに努めている。

令和７年度中に行った報道機関に対する発表件数は264件であった。内訳は**第７・５表**のとおりである。

**第７・５表　報道発表件数**

（単位：件）

| 区分／年度 | 道路 | | 公園・庭園・霊園・動物園等 | 河川 | | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一般 | 通行止め | | 一般 | 水防本部 | | |
| 令和７年度 | 30 | 24 | 117 | 31 | 48 | 14 | 264 |

## ３　建設局の自主媒体によるPR

### (1)「建設局ホームページ」

ホームページによる情報提供により、都民等が「いつでも」「どこでも」情報に接することができ、このような即時性・利便性のある広報活動を通して、行政サービスの向上を目指している。

提供内容は、局の組織や事業の紹介、報道発表、公園・動物園などのイベント情報、申請様式のダウンロードサービス、都道の通行止め情報、水防情報、Web版「東京のまちづくり」等となっている。

平成17年度には全事務所のホームページを開設し、個別の工事の概要やイベントの案内など、より地域に密着した情報の提供を行っている。

建設局ホームページアドレス

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/

### (2)「東京都建設局SNS」

情報発信をより一層強化するため、平成25年11月から、Facebookの公式アカウントを取得し、報道発表を中心に、都民生活に密接に関連する情報や、集客を目的とするイベント等の情報など、様々な都政情報をタイムリーに発信している。X（旧Twitter）に関しては、平成24年12月から、局独自のアカウント（@tocho_kensetsu）を運用していたが、令和５年２月に、都全体でアカウントの再編が行われた。再編後は、主に、「東京都 インフラ・まちづくり（@tocho_kouwan）」にて情報を発信している。また、Youtubeに関しても、令和４年10月から、東京都建設局公式チャンネルを開設し、東京都建設局及び関係団体の事業に関する動画を配信し、情報を発信している。

### (3)「建設局概要～未来を創ろう　みち・水・緑～」

建設局事業に対し、より一層の理解と協力を得るため、昭和62年度から局事業概要のダイジェスト版を発行している。

写真、イラスト、図表等を多く取り入れ、広範な局の事業を分かりやすくコンパクトに編集した内容となっている。局概要は、住民説明会等で活用するほか、区市町村、図書館等にも配布している。また、令和４年度までは隔年、令和５年度からは毎年度、英語版の作成も行っており、海外からの視察団等に配布を行っている。

### (4)「東京のまちづくり（建設局ニュース）」

広範な局の事業を都民に分かりやすく紹介し、事業への理解と協力を得るため、タイムリーな情報、主要な事業の特集、イベント情報等を幅広い層に理解してもらえるように、昭和62年３月から都民向けに広報紙を発行している。

都民にとってより身近な広報紙として、年６回（隔月）発行しており、都立公園、区市町村、図書館等で配布している。また、建設局ホームページにWEB版を公開しており、電子媒体でも広く都民にアピールしている。

### (5) パンフレット、チラシ等

土木工事など事業の実施に際しては、騒音や振動の発生、あるいは交通規制など地元住民の生活に支障を及ぼすおそれがあるため、事業目的、工事内容、区域、期間などを掲載したパンフレット等を作成・配布し、地元住民の理解と協力を得ながら事業を進めるよう努めている。

### (6) 職員報「けんせつ局報」の発行

事務事業の複雑化や都民ニーズの多様化の中で事業を効率的かつ迅速に行うには、局内職員間相互の意思疎通が不可欠である。

職員間のコミュニケーションを密にし、局が一丸となって事業の推進にあたるため、昭和39年度から職員報「けんせつ局報」を発行している。

平成15年度から、TAIMS個人端末が各職員に配置されたことに合わせ、局報を紙媒体から電子媒体に移行し、カラー写真やイラストを多用することで、より分かりやすいものとしている。

原則、毎月１回発行することとし、イベント情報や緊急な課題については、臨時号を随時発行している。

## ４　苦情、要望等への対応

令和７年度中に建設局都民の声窓口へ寄せられた苦情、要望等は、2,958件で、内訳は**第７・６表**のとおりである。

内容は、局事業全般にわたっているが、公園事業と道路事業に関するものが多く、特に、公園施設の利用や工事に伴う騒音・振動や街路樹の管理など、都民生活に直接結びつくものが寄せられている。

**第７・６表　建設局都民の声窓口の処理件数**

（単位：件）

| 区分／年度 | 道路 | 公園 | 河川 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和７年度 | 1,050 | 1,607 | 150 | 151 | 2,958 |

このほか各部、各事業所にも文書や電話等による多くの苦情、要望等が寄せられている。このうち、回答可能なものについては速やかに本人あてに回答を行うなど、事業について理解と協力を求めている。

なお、局においては、「建設局都民の声推進会議」を開催し、各部・事務所で受け付けた件数や対応事例を共有するなど、組織的な対応が図られるよう努めている。（**資料第１－(11)**、P.183）

## 第７　人材育成の取組

**総務部職員課**

建設局においては、「2050東京戦略」の更なる推進や「TOKYO強靭化プロジェクト」で示された事業を推進していくため、事業執行の迅速化や執行力の強化を図っていかなければならない。

また、「シン・トセイＸ（都政の構造改革QOSアップグレード戦略2.0）」に基づき、都民がサービスの質の向上を「実感」できるよう、局自らが主体となって業務や制度の在り方を見直す構造改革を進めるとともに、職員の行動変容を伴う意識改革を着実に推進していく必要がある。

こうした直面する課題を解決するためには、職員一人ひとりがプロ職員として柔軟な視点、幅広い視野、高い視座を持ちながら、高度な専門性を発揮していかなければならない。

建設局では、「現場第一主義」に立ち、技術力の継承・研鑽と専門性の育成・活用に努めるとともに、「自由闊達な議論のできる職場」を醸成し、新たな発想で自ら積極的に発言・行動することができる職員を育成するため、「建設局OJT取組方針」、「建設局技術研修実施方針」を踏まえ、人材育成施策の更なる展開を図っていく。

### １　技術人材育成

技術職員の人材育成として技術職員の能力開発や技術力向上を目指す「技術研修」とベテラン技術者のノウハウ等を次世代に引き継ぐ「技術継承」に取り組んでいる。

技術研修では、業務及び職級に応じて構成した６つのコースの研修を実施し、局事業に即した能力開発や実務的な技術力向上を図っている。

技術継承では、平成21年度に「建設技術マイスター制度」を構築し、技術力の維持向上を図るとともに、これまで培ってきた知識や技術ノウハウを次世代へ継承していく取組を行っている。また、平成28年度に若手職員の早期育成を目的とした、職場内OJTで使用する「職場内テキスト（基礎編）」を作成したほか、令和８年度からはテキストを活用した技術研修も開始し、各職場の人材育成に関わる負担の軽減にも取り組んでいる。

### ２　職員研修

○　総務局人事部との連携を図り、その役割分担を踏まえて、各職層に応じた研修を実施する。また、局全体の人材育成の視点に立った研修を実施する局と、各部・所の事業執行に求められる能力や人材を育成する部・所との役割分担を踏まえ、実務に即した研修を実施する。

　実施に当たっては、研修項目・内容を目的のみならず緊急性や効率性等といった多面的な視点で検証し、短期間で最大の効果が発揮できる充実した研修となるよう努める。

○　公務員として身につけておくべき倫理観、人権感覚を磨くための研修を充実させるとともに、ICT・サイバーセキュリティ・個人情報保護等に関する研修を実施する。また、厳しい職場環境の中での過労やストレスから職員をケアし、組織をあげてこの問題に取り組むための研修を引き続き実施する。

○　引き続き、現場での経験・体験を通じた研修を行うとともに、職員が時間や場所にとらわれずに研修を受講できるよう、オンライン型、オンデマンド型、リーディング（eラーニング）型研修のベストミックスを図りながら、柔軟に取り組んでいく。

○　職員の研修受講環境の整備を図るため、建設局ポータルサイトのナレッジマネジメントシステムやYouTube「建設局人材育成チャンネル」を運用していく。